

# 水産物に係る 証明書発行手続き

---

2023年9月29日

農林水産省 輸出・国際局

規制対策グループ

# EU向け：衛生証明書

英国、欧州連合、スイス及びノルウェー  
向け輸出水産食品の取扱要綱  
(農林水産省HP)



## 発行要件

- EUの求める衛生要件を満たす水産食品  
(活水産動物を除く) であること
- 荷口確認の結果、申請内容と輸出品目  
の数量が一致していること

## 手続き

- 申請先：① 農林水産省輸出・国際局、又は  
② 都道府県等衛生部局
- 提出書類：
- 運送情報・輸出品目・重量等が分かる資料  
(インボイス、パッキングリスト、BL又はAWBの  
写し等)
  - 入手経路が明らかとなる取引関係書類 (写し)

## 米国向け：衛生証明書（不要）

アメリカ合衆国向け輸出水産食品の  
取扱要綱

（農林水産省HP）



- 衛生証明書添付は不要。
- 輸入者は米国当局の求めに応じて、米国の求める衛生要件を満たした施設で製造されたものであることを示す必要。
- 施設認定により発行が可能な施設認定証により、米国の求める衛生要件を満たした施設であることを示すことが可能。

# ベトナム向け：衛生証明書

ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱  
(農林水産省HP)



## 発行要件

食品衛生法に適合した水産動物及びこれらの加工品（活水産動物を除く）

※ 活水産動物は証明書の様式等協議中のため証明書発行不可。

## 手続き

申請先：農林水産省地方農政局等

提出書類：

- ・ 運送情報・輸出品目・重量等が分かる資料（インボイス、パッキングリスト、BL又はAWBの写し等）
- ・ 製品の官能検査結果記録
- ・ 最終加工施設※が一定程度の衛生管理が実施されていることが確認できる食品衛生監視票等の写し

※ 国内未加工品の場合、最終保管施設

# 台湾向け：貝類の衛生証明書

台湾向け輸出貝類の取扱要綱  
(農林水産省HP)



## 発行要件

- ・食品衛生法に適合し、人の食用に適する貝類
- ・養殖の場合、漁業権免許を有する養殖場で生産されたものであること



一部の活水産動物は動物衛生に係る衛生証明書が必要です。

(申請先：都道府県水産部局)

詳しくは、農林水産省HPをご覧ください。



台湾向け輸出水産  
動物の取扱いについて



## 手続き

### 活貝類

申請先：水産庁加工流通課等

提出書類：

- －運送情報・輸出品目・重量等が分かる資料  
(インボイス、パッキングリスト、BL又はAWBの写し等)
- －漁業権免許の写し(国内養殖品の場合)

### 活以外の貝類

申請先：農林水産省地方農政局等

申請先に以下の書類を提出

- －運送情報・輸出品目・重量等が分かる資料  
(インボイス、パッキングリスト、BL又はAWBの写し等)
- －漁業権免許の写し(国内養殖品の場合)
- －入手経路等が明らかとなる取引関係書類の写し
- －最終加工施設が一定程度の衛生管理が実施されていることが確認できる食品衛生監視票等の写し

# 台湾向け：水産食品の衛生証明書

台湾向け輸出貝類の取扱要綱  
(農林水産省HP)



令和6年1月1日から新規制が施行され、台湾向けに輸出される**水産食品**に関して、**台湾から施設の承認を受ける必要**があり、**衛生証明書の添付の義務づけが予定**されています。

詳しくは、農林水産省HPをご覧ください。



台湾向け輸出水産食品の  
施設認定及び衛生証明書の  
添付の義務づけについて



## 手続き

### 活貝類

申請先：水産庁加工流通課等

### 活貝類以外の水産食品

申請先：農林水産省地方農政局等

### 申請書類：

- ・ 運送情報・輸出品目・重量等が分かる資料  
(インボイス、パッキングリスト等)

※ 他の書類は検討中

# 農林水産省ホームページ



施設認定や証明書発行のための手続（申請先や提出書類等）を掲載。

輸出 施設認定

## 農林水産省

- 会見・報道・広報
- 政策情報
- 統計情報
- 申請・お問い合わせ
- 農林水産省について

ホーム > 輸出・国際 > 証明書や施設認定の申請

### 証明書や施設認定の申請

#### アジア

- [インド](#)
- [インドネシア](#)
- [シンガポール](#)
- [タイ](#)
- [大韓民国](#)
- [中華人民共和国](#)
- [フィリピン](#)
- [ベトナム](#)
- [マレーシア](#)
- [ミャンマー](#)
- [台湾](#)
- [香港](#)
- [マカオ](#)

#### 欧州

- [欧州連合等（EFTA（ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド）及び英国もこちら）](#)
- [ウクライナ](#)
- [ロシア](#)

#### 中東

- [アラブ首長国連邦](#)
- [カタール](#)
- [サウジアラビア](#)
- [バーレーン](#)
- [ヨルダン](#)

#### アフリカ

# 農林水産物・食品の輸出に関するお問い合わせ先

## 農林水産物・食品の輸出促進対策

輸出全体 : [https://www.maff.go.jp/j/yusyutu\\_kokusai/index.html](https://www.maff.go.jp/j/yusyutu_kokusai/index.html)

- 農林水産物・食品輸出本部 : <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/index-1.html>
- 各種証明書・施設認定 : [https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu\\_shinsei.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html)
- 放射性物質に係る規制・対応 : [https://www.maff.go.jp/j/export/e\\_info/hukushima\\_kakukokukensa.html](https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html)

あなたを、  
生産者の  
日本代表にしたい。



1億人ではなく、  
100億人を見据えた  
農林水産業へ。

四季の豊かなこの国で、だれかを驚ばせたい一心で取り組む生産者のみなさんへ。  
海外各国からのニーズが大きくなっていく中、みなさんと輸出の成功事例をつくっていききたい。  
このコミュニティにぜひ参加して第一歩を踏み出しましょう。農林水産省が全力でサポートします。

こんな方にGFPは最適です！

- 輸出をしたいけど、どうしたらいいかわからない！
- ビジネスパートナーを探したい！
- 輸出に関わる情報を効率よく入手したい！

GFPを通じた成約事例も続々と出ています！

登録  
無料

参加を希望する方はまずはメンバー登録を。

WEB : <http://www.gfp1.maff.go.jp>

問い合わせ先：GFP事務局 Mail : [gfp@maff.go.jp](mailto:gfp@maff.go.jp)



一元的な相談窓口の連絡先

農林水産省 輸出・国際局  
輸出支援課 (輸出相談窓口)

☎ 03-6744-7185

平日10時～12時、13時～17時 祝祭日、年末年始を除く

メールからのお問い合わせは、右のQRコードから入って、お問い合わせください。



### 地方農政局

- |                         |                |
|-------------------------|----------------|
| 北海道農政事務所(生産経営産業部 事業支援課) | ☎ 011-330-8810 |
| 東北農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)   | ☎ 022-263-7071 |
| 関東農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)   | ☎ 048-740-5351 |
| 北陸農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)   | ☎ 076-232-4233 |
| 東海農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)   | ☎ 052-223-4619 |
| 近畿農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)   | ☎ 075-414-9101 |
| 中国四国農政局(経営・事業支援部 輸出促進課) | ☎ 086-230-4258 |
| 九州農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)   | ☎ 096-211-8607 |
| 沖縄総合事務局(農林水産部 食料産業課)    | ☎ 098-866-1673 |

こちらもお役に立てください！

農林水産物・食品の  
輸出に関するポータルサイト

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/>



輸出証明書の申請手続き、輸出先国の  
規制情報など、農林水産物・食品の  
輸出に関する情報を掲載しています。

更に詳細な情報や、証明書の申請が必要となる等、二次対応が必要な場合には  
最適な相談先や証明書の申請先等を紹介いたします。